

## 2007年度吉田地区の過半数代表者に

## 鴨崎義春 を推薦します。

すでに各部局等の選管を通してご周知のことと思いますが、2007年度吉田事業場の過半数代表者選出の投票が来る2月21日(水)・22日(木)に予定されています。山口大学教職員組合は執行委員長の鴨崎義春を過半数代表者として推薦します。

候補者：鴨崎 義春



### 【経歴】

1967年4月 山口大学職員(教育学部庶務係)。1993年4月 農学部附属家畜病院係長。以後、山口大学併設医療技術短期大学部学務係長、教育学部山口附属学校係長、学務部入試課専門職員(A0入試担当)等を経て、2006年4月より学務部学生支援課課長補佐(就職支援室長)現在に至る

### 【組合役員】:

1976年度～1978年度 山口大学教職員組合書記長。以後、山口大学教職員組合役員を歴任し、2006年度山口大学教職員組合委員長、現在に至る。

### <所信表明>

労働基準法によると、過半数代表の主な役割には次のようなものがあります。

1. 就業規則への意見表明、2. 労使協定の締結、3. 労使委員会委員の推薦・指名。

このうち1の就業規則への意見表明については、使用者側は合意の義務づけ規定はありませんが、労働者側の意見聴取義務があり、労働基準監督署への届出の際には労働者代表の意見書添付が必要とされています。就業規則は労働基準法の定めを最低基準として作成する必要があります。

労働基準法では、1日8時間、1週40時間を超えて労働させた使用者は法にもとづき罰せられることとなっており、使用者側が時間外労働(いわゆる「残業」)をさせようとする場合には「過半数の労働者を組織する労働組合」または「労働者の過半数代表」(以下「労働者代表」とする)と労使協定を結び、労働基準監督署に届け出ることが義務づけられています。

その他、裁量労働制の適用等についても過半数代表者の合意が必要とされている等、労働者代表は労働条件の維持・改善に極めて重要な役割を果たすことになります。

しかし、労使協定締結の対象事項以外の問題については、過半数代表には意見を述べることはできますが交渉権はなく、その場合、教職員の声を踏まえて大学の対応を改善させるためには交渉権を持つ労働組合、本学の場合は山口大学教職員組合がその役割を担うこととなります。

私、鴨崎は、吉田地区における労働者代表（過半数代表者）の選出に当たり、候補者の一人として、以下の点を基本方針としてお示しし、皆様のご判断を仰ぎたいと存じます。

1. 常に現場で働く者の立場から行動し発言して、教職員の労働条件維持・改善と権利擁護に取り組み、多くの教職員が納得できる労使協定の締結に努力します。
2. 協定の締結や就業規則に対する意見提出に際しては、全教職員への十分な情報提供を行うとともに、可能な限り広範な教職員の意見を集約するよう努めます。
3. 労使協定や就業規則の問題点分析と意見提出およびそれらに関する情報提供や意見集約作業は、以下に示す補佐人各氏及び山口大学教職員組合と協力して進めます。
4. 次の方を労働者代表の補佐人に指名します。

滝野正二郎（教職員組合副委員長）

福田 修（ 〃 書記長 ）

三原 敏秀（ 〃 書記次長）

馬田 哲次（ 〃 執行委員）

田中 秀平（ 〃 執行委員）

## あなたも組合員に！

教職員組合では只今“仲間作り”のキャンペーン中です。

このキャンペーン中に沢山の方々に加入していただきました。

しかし、私達の待遇・労働条件の改善を実現するためには、まだまだ多くの組合員の力が必要です。

組合員が教職員の過半数になれば、教職員組合が自動的に事業場の過半数代表となります。

今、行っている面倒な過半数代表者選出の選挙も必要で無くなります。

法人化後は「再雇用問題」、「非常勤職員問題」、「7:1 看護問題」など大学毎で違いが生じてきています。

働きやすい山口大学をつくるには、皆で力を合わせる必要があります。

国家公務員で無くなった今、労働組合の存在がよりいっそう重要になっています。

[お問い合わせ] 組合事務所までお願いします。 内線5034

**3月までに加入していただいた方は、加入後3ヶ月の組合費が無料です！**

